

平成29年度第4回習志野市介護保険運営協議会 会議録

日時：平成30年2月8日（木）

午後1時30分～3時

会場：市庁舎1階会議室

次 第

1. 開 会

2. 部長挨拶

3. 議 題

【審議事項】

(1) 習志野市高齢者保健福祉計画及び

第7期介護保険事業計画(最終案)について

(2) 高齢者相談センターの評価結果報告及び

高齢者相談センター業務を委託する事業所の承認について

【報告事項】

(3) 習志野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)及び指定等に関する規則(案)の制定について

(4) 地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定・更新・廃止等について

4. その他

5. 閉 会

配布資料

- | | |
|-----|--|
| 資料① | 習志野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画(最終案)について |
| 資料② | 平成29年度高齢者相談センターの評価結果報告及び高齢者相談センター業務を委託する事業所の承認について |
| 資料③ | 習志野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)及び指定等に関する規則(案)の制定について |
| 資料④ | 地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定・更新・廃止等について |

出席者（敬称略）

会 長・・・榎方絢子

副会長・・・栗原弘章

委 員・・・池田由理子、松崎弘子、吉田留美子、田所喜美子、高橋君枝、
戸田孝史、矢作郁江、羽生昌弘、桑原経子

事務局・・・遠山（健康福祉部長）、菅原（健康福祉部次長）、内海（健康福祉政策課長）、
海老原（高齢者支援課長）、西川（高齢者支援課主幹）、上岡（介護保険課長）、
岡澤（高齢者支援課）、河西（高齢者支援課）、石垣（高齢者支援課）、
鈴木（高齢者支援課）笠木（高齢者支援課）、佐藤（介護保険課）、
白髭（介護保険課）、江目（介護保険課）、渡邊（介護保険課）

欠席者（敬称略）

委 員・・・鏡諭、諏訪さゆり、越智桂、

1 開 会

○会長より開会挨拶

会 長・・・平成29年度第4回介護保険運営協議会を開会する。

鏡委員、諏訪委員、越智委員について欠席する旨事前に連絡を受けている。

本協議会の会議は、過半数の委員の出席により開催する事ができることになっており、本日は、委員14名中過半数の委員の出席があるので、会議が成立している。併せて傍聴希望者は3名であることをご報告申し上げます。

2 部長挨拶

○部 長・・・部長挨拶

3 議 題

(1) 習志野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（最終案）について

○事務局より資料①に沿って「習志野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（最終案）について」説明

戸田委員・・・パブリックコメントについて、行政としては聞いておきますという程度かと思っていたが、ずいぶん真摯に対応されていると感じました。例えばあじさいネットワークについて、前の資料では発足したという程度でしたが、今回はどのように生かしていくかということもページを割いて組み直されており、質問した者としては、丁寧に対応されていると感じております。ただ、行政としてできることできないことは当然あり、行政だけに頼るのではなく、地域を含めてそのことに関わっていくことがなければできないことと思っております。地域ケアシステムのコーディネーターを地域に置くということが去年から始まり、当初は1人で何ができるのかと思いましたが、また後で事業評価は出ると思うが、その方たちが限られた資源の中で地域ケアシステムを組んでいく努力されている。目に見えている。しかし、問題は2層ではなく、3層という言葉があるかは知らないが、その下のところまで、圏域ではなくそのもう1つのところまで、発展していかないといけないと思います。そのためには、お医者さんも含めて限られた資源をどう使うのか、地域がそのことについてどう取り組むのか、力をつけていくのかがなければならぬ。1人のコーディネーターを置いたということが、進んだということになってきていると思います。これからのことであるけれども。

会 長・・・他に何か意見はあるか。

(質問・意見なし)

この議題については承認でよいか。

(承 認)

(2) 高齢者相談センターの評価結果報告及び高齢者相談センター業務を委託する事業所の承認について

○事務局より、資料②に沿って「高齢者相談センターの評価結果報告及び高齢者相談センター業務を委託する事業所の承認について」説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

この議題については承認でよいか。

(承 認)

(3) 習志野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)及び指定等に関する規則(案)の制定について

○事務局より、資料③に沿って「習志野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)及び指定等に関する規則(案)の制定について」説明

戸田委員・・・この居宅介護支援事業所というのは、該当するのはケアマネジャーですか。

事 務 局・・・はい、ケアマネジャーの事業所です。市内に37事業所ありまして、その指定監督をするということです。

戸田委員・・・個人でやっている事業所もありますか。

事 務 局・・・いえ、個人ではありません。

会 長・・・何か質問や意見はあるか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

(4) 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定・更新・廃止等について

○事務局より、資料④に沿って「地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定・更新・廃止等について」説明

高橋委員・・・3ページの廃止でデイサービス「だんらんの家」津田沼があり、1ページで新規であるが、それは運営法人が変わるということですか。

事務局・・・運営法人を移譲したということです。

戸田委員・・・関連してですが、その移譲を受ける青木ドラックさんは、どこかで介護保険事業の実績はあるのでしょうか。

事務局・・・後ほど回答します。

戸田委員・・・デイサービス「だんらんの家」津田沼は、廃止するにはそれなりの理由があるのかなと思っていたので、その事業を引き継ぐというのはどういうことなのかなと思いました。

会長・・・情報ありがとうございました。事務局は後ほどお願いいたします。

副会長・・・今回、件数が多いような気がする。2025年に向けてこういった施設は増えると報道等言われているが、市内の傾向としてはどんな感じでしょうか。

事務局・・・前は市内で50件ほどだったものが、今回は82件ということで増える傾向にございます。

副会長・・・こういったところは見ていると、大きい会社が入って運営しているところと個人的に運営しているところとあり、個人的にやっているところはどうしても集客力や人材的な問題があってどうしてもやめられてしまうところが多いと感じています。これから地域に根差した小さいところが生き残るようにしていかないと、将来もしキャパがすごく大きくなった時に対応できなくなってくる可能性があるのでは、そこはちょっと心配かなと思って質問しました。

会長・・・ご意見として伺わせていただいてよろしいでしょうか。
では、何か質問や意見はあるか。
(質問・意見なし)

4 その他

○事務局より連絡事項

看護小規模多機能型居宅介護について、従来「法人」のみ指定できることとなっているが、平成30年4月より「有床の診療所」も指定ができることとなる省令改正が予定されている。これに伴い、「習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する条例」についても改正が必要となるが、省令改正され次第3月議会において条例改正を予定している。詳細については、次回の運営協議会にてご報告させていただく。本年度の運営協議会は全て終了。次年度の開催予定については、追って文書をお送りする。また、先ほどの青木ドラックは初めての参入。

会 長・・・せっかくなので皆様一言お願いいたします。

矢作委員・・・小さいデイサービスはお泊りもやらないとやっていけない、しかし、お泊りも簡易宿泊所のようになっていて、見ていてこれでいいのかなと思うことがあります。もう少し大きなところでショートステイも入りやすくなれば、お家の人も安心できるのにと感じております。

羽生委員・・・参考までに教えていただけたらと思います。議題2の高齢者相談センターの評価制度について58番、59番のところで、「成年後見人制度の利用の可否の判断基準が明確であるか」と「支援する仕組みが確立されており実施されているか」という2つの質問がありますが、唯一Cの項目があったので見てみました。私どもは保険を生業としておりますが、やはり高齢者の方々は事故などで保険の給付を受けられる方は財産管理というところで複雑な背景があり、成年後見人を立てるというのはかなり大変なことなのかなと感じております。しかし、このAの評価をされているところは、通常こういう形でやってくださいというものを上回る工夫やヒアリングをされているということであり、こういう事業所があるというのはとてもすごいことだなと思ひまして、参考までにどのような判断基準になっているのかお聞かせいただけたらと思います。

事務局・・・谷津・秋津については、どの職員でもわかるようなものを作って対応していただいておりますのと、それぞれ専門職がおりますので、連携して対応していただいたケースが何例かありましたので、Aの評価となっております。Cの評価につきましては、何もやっていないということではなく、基準などはきちんと定めていただいておりますが、具体例がなかったということで、そのような評価となっております。

羽生委員・・・結局はマニュアル等を用意しているかという話ではなく、それぞれご相談に来た方についてケースバイケースで皆さん個別に対応していただいているということですね。

事務局・・・マニュアルもありますしフローチャートのようなものもありますし、そのうえで実際につながったということです。

羽生委員・・・ちなみに、そのマニュアルやフローチャートは一般に公開できるものでしょうか。

事務局・・・あくまでも法人内部のものなので、ご相談ということになります。

羽生委員・・・そうですか、参考までに見させていただければ我々もお客様に対するアドバイスの参考にもなるのかなと思ひまして、興味本位で聞かせていただきました。

会長・・・高齢者の成年後見人制度について、議題1資料の84から87ページに書いてありますが、習志野市の場合は専門職の方が頑張ってボランティアでやっていただけていると思うので、そこをどうつなげるかということですよ。高齢者相談センターでは、相談に来た方に適切に対応していただける方をつなげていただくというのが非常に大事だと思っております。

事務局・・・議題1資料の86、87ページをお開きください。平成30年度から、習志野市成年後見センターを常設化します。具体的には、社会福祉協議会に委託をしまして、そこが毎日の相談窓口となります。高齢者相談センターや高齢者支援課でももちろんご相談に乗りますが、具体的なところは社会福祉協議会につなぐということで考えております。また、今後は社会福祉協議会が市民後見人を活用しながら法人後見を行うということも考えております。

田所委員・・・一市民として、地域包括支援センターは地域の担い手をととも欲しがっているようですが、働きかけは一般住民には伝わってきません。介護の必要な方は相談に行くけれども、受けた相談に対して地域の方でこういう方がいらっしゃるがお手伝いいただけませんか、というお知らせがないので、ぜひお願いします。下々の人は、「私でもできるかな、お隣にも声かけようかなと、すべてセンターにおんぶに抱っこではなくできる部分もあるんじゃないかな」という考えを持っている方もたくさんいらっしゃると思うのです。ですから、担い手が足りないと言っても全然お願いもされないし、声掛けもないので、その辺を上手くつなげてくれるようにお願いします。例えばまちづくり会議でも、出てはくださるがお知らせをするだけなので、「この地域ではこういう現状ですので、みなさん1時間だけでもお手伝いいただけませんか」というような発言をされたらいいと思います。

会長・・・津田沼鷺沼高齢者相談センターでは年に何回か集まるのですが、その際に高齢者相談員や民生委員が何人かグループを作って、これからゴミ捨てなどをどうお手伝いするか

いっぱい話しあいました。若い人たちにもっと知ってもらって学生を活用したり、また定年後の男性にもぜひ担い手になっていただきたいと思っております。私は、地域包括支援センターは今とても頑張っていると思っております、よくお話しにも見えて、そこでどうやったらいいかなという議題でみんなで話し合ったりしておりますので、いい知恵を出し合ってやっていけたらいいなと思っております。

事務局・・・今会長がお話しされたのは、今年配置した第2層生活コーディネーターが地域の方を集めて話し合いをした場かと思えます。このように生活コーディネーターも地域でやっているところではありますが、もっと地域の人に知らせた方がいいという意見も頂戴します。津田沼鷺沼地域包括支援センターでは、まちづくり会議で便りを配るようになっておりますが、こういったもので、地域で集い場があることや支えあいが必要であることを表明していかなければならないと思っております。

吉田委員・・・前に戻ってしまい大変恐縮ですが、介護保険料の決め方についての説明ですが、157ページの6番のところに介護給付費準備基金取崩額8億円とありますが、8億円が元々どういうものなのかわからないのと、3年終わった後に8億円がなくなると急にまた上がるのかと思って疑問だったのですが、その辺について教えていただけるとありがたいです。

事務局・・・準備基金は、例えば第6期で言いますと、3年間の計画の中で7億円の残高のうち3億5千万円を活用して保険料を低く設定しようということを試みましたが、実際に運営した結果、最終年度には取り崩すことを予定しておりましたが、結果的には取り崩すことはなく積み上げることとなりまして、平成29年度末で9億7千万円残高がございます。その全てを今回取り崩してしまいますと、先ほど委員がおっしゃられましたように、次の8期はどうするの、となりますので、私どもも苦慮したところではございますが、7期につきましては8億円活用させていただきます。そのまま活用しなかった場合には保険料がかなりの上昇となりますので、それを活用して5,381円の月額とさせていただきますということでございます。

松崎委員・・・パブリックコメントの30番目に議事録がどうのこうのと載っていましたが、見劣りがするとか載っていたんですが、正直言いまして私なんかは素人なので、この本を読んで来て、ここでちょっと説明されてもコメントしたり聞いたりするだけのあれがないので大変申し訳ないんですけども、「今後議事録の作成の仕方を見直すことと致します」となっていますけれども、こういった感じで考えていかれるのか、ちょっと教えていただけますか。

事務局・・・会議録につきましては、要点筆記といいますか、会議の全てを残すのではなくその中を要約した形で会議録として皆様に公表させていただいております。けれども、より全文に近い形といいますか分かりやすいものへと見直したいということで今後検討してまいります。

会長・・・この点について、より慎重に検討いただいたほうがよろしいですね。

松崎委員・・・ちょっと口を開くのが、あれしてくるかなと。そういうことです。

池田委員・・・次年度の継続委託の承認で、100点が満点ということですが、60点というのはどういうものでしょうか。

事務局・・・AからEの5段階評価で、Cが及第点ということになり60点ということになります。A、Bと上を設けることによって要求水準を超えた取り組みを評価できるようにしております。

桑原委員・・・パブリックコメントに真摯に対応していたのと、それによって計画を変えていたことが、市民の側に立った計画の策定のあり方ということで、すごくいいなと思いました。また、第7期にあっては、認知症の方への対応と高齢者の方が元気であること、その2つのことが大事になっていくのかなと思っております。その中で、今はモデルケースですが、認知症の初期集中支援チームが30年からはより活躍していくという計画になっていますので、そこがより地域密着して認知症の方も在宅で支えていけるような形で活動がしていけるといいなと思っております。

会長・・・ありがとうございました。皆様いいご意見いただきました。また、市の担当課がきちんと対応していただけるという皆様からのご意見で、お疲れ様でした。私もあじさいネットワークの委員ですが、その中でとても大変なこともあり、自分達も頑張っているし、行政もとても頑張っていると感じています。そういうことを市民の皆様はどうやって知らせるか、何もしないで文句ばかり言う方が大変多いので、文句言う方は何か1つやっていただくとか、そういう風に私はしていますけれども、そういうことをしていただきたいと思います。また、研修会などで感じていることですが、先日の研修会で、認知症の方が「どら焼きを半分だけ食べて残りをしまい込んでしまった」という事例について、食べたのを忘れたという現象だけでしか皆様意見を言われませんでした。しかし私は、その方が80いくつだということで、人間の歴史をもっと知って欲しいと思いました。その80歳の方は食糧がない大変な時代を生きられられた。そういう時代に食糧があったら、明日食べられるか分からないからとっておきますよね。だから、押し入れ開けたらいろいろ出てきたということは、その方

の長い歴史が背景にあるということ、その方の人間を知ることから始めないと、理解できない。なんで呆けてこんなことをするのだろうということになってしまう。私はいろんなマニュアルを見ても絶対に人間を考えてないなと感ずることがあります。ぜひその方の生い立ちを聞いてあげて、それを今後勉強の中に入れてほしいと思います。その人がなぜそんなことをするのかと考えることを研修会等ありましたら入れてほしいと思います。では、長い間お付き合いいただきありがとうございました。最後に副会長より一言お願いいたします。

副会長・・・今日は、委員の皆様の貴重なご意見賜りましてありがとうございます。行政の方もパブリックコメントに対する細やかな対応、そして計画も最終案ということで非常に嬉しく思っております。現在医療と介護の同時報酬改定ということで平成30年度に予定されております。国の方針としては当然そちらの方に予算を絞りたいということではありますが、結局プラス改定ということで、その分薬価を下げることで体現するところがあると思います。国がそこで行うのは、早めに患者さんをぐるぐる回して、地元に戻して、地域でもって頑張るのが地域包括ケア、それが最終目標ということになると思います。それに対して行政の方、医師会、歯科医師会、薬剤師会が協力して行っていかなければいけないという風に思っておりますのでご協力お願いいたします。何が言いたいかといいますと、私しばらく千葉県歯科医師国保組合の理事もやっております、その時学んだことがあります、そこでは事業にどう予算を持ってくるかが、まずあります。ところが、保険は、保険者が必要とされる方々にどのくらいのサービスを提供するかによって予算が決まってくるわけです。補助金等もありますが、最終的には保険料に返ってくるわけです。保険料が段々値上がりしていくというのは、それだけ需要があるので保険料を値上げせざるを得ない状況があるわけです。ところが、そのことを理解しないで単に値上げだ、値上げだと言われてもそれは非常に困るわけです。これだけ事業が大きくなったので、それに対する予算を手当てするためには、市民の皆様から保険料という形でいただかないとやっていけないという事情を、これだけ大きくなっているから自分たちも負担するし、将来その負担が自分たちの方に戻ってくるということを市民の皆様にご理解いただくということが重要だなと思います。

今日はどうもありがとうございました。

5 閉 会

会 長・・・本日の会議は、以上で閉会とする。